

犬や猫と一緒に日本へ帰国するための準備事項
(日本に到着した際の係留期間が12時間以内となるためには)

マイクロチップの装着

ISO規格のマイクロチップを装着します。ISO規格以外のマイクロチップの場合、読み取り機（リーダー）を準備する必要があります。一部のISO規格以外のマイクロチップについては、読み取り可能な場合もあるので、事前に動物検疫所に問い合わせしてください。

マイクロチップ装着年月日： _____

狂犬病予防接種

マイクロチップを装着後*、狂犬病の不活性化ワクチン（遺伝子組み換え型ワクチンも可）を2回以上摂取します。2回目のワクチンは、一回目のワクチンの接種日から30日以上経過しており、有効免疫期間内に摂取する必要があります。

*マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射を摂取している犬や猫において、その狂犬病予防注射の接種日から30日以上経過し有効免疫期間内に、マイクロチップを装着し、その後（同日でも可）、2回目の狂犬病予防接種、狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査（抗体検査）を同時に実施することができます。抗体価が規定値（0.5IU/ml）以上の場合は、上記の2回目のワクチンを接種するまでの期間（30日以上）が短縮されます。抗体価が規定値未満であった場合には、再度狂犬病予防接種及び抗体検査を実施することとなります。

1回目の狂犬病予防接種日： _____

2回目の狂犬病予防接種日： _____

狂犬病ウィルスに対する血清中和抗体価の検査（抗体検査）

2回以上の狂犬病予防接種後（2回目のワクチン接種日でも可）、血液を採取し、抗体検査を行います。検査結果は、0.5 IU/ml以上でなければなりません。結果は採血日から2年間有効です。2年以上経過してから日本へ帰国する場合には、再度検査が必要です。2012年1月1日に施行された法改正により、前回の抗体価検査の有効期間が切れてしまった場合でも、この抗体価検査の結果が0.5IU/ml以上であることが確認され、定期的に狂犬病の予防接種を行っていて且つワクチンの有効期間内である犬・猫であれば、検査結果の有効期間が過ぎてしまった後で次回の抗体価検査を行っても、再度の待機または日本到着後の係留が不要となりました。ただし、前回の抗体価検査の前に、マイクロチップの装着及び2回の狂犬病の予防接種が規則通りに行われていなければなりません。また、複数の抗体価検査を行っている場合には、最後の抗体価検査の採血日は前回の抗体価検査の採血日から180日以上経過した日であること、最後の抗体価検査から2年以内に日本に入国することが必要です。

抗体検査の採血日： _____

輸出前待機期間

日本に到着する際の係留期間が12時間以内となるためには、上記の抗体検査の採血日から180日間以上、輸出国で待機する必要があります。待機期間が180日間に満たないで日本に到着した際には、不足の日数分を動物検疫所の係留施設において係留されることとなります。

事前届出書の提出

日本に到着する40日以上前に、到着予定空港を管轄する動物検疫所に届出書（犬は「狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届出書」、その他は「狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書」）をファックスまたは郵送で提出することが必要です。この届出書は、動物検疫所のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp/aqs/>）から入手できます。また、前記ウェブサイトからオンラインで手続きを行うことも可能です。

届出受理書の交付

届出書が受け付けられると、動物検疫所から「動物の輸入に関する届出受理書」が交付されます。この受理番号は、輸入検査申請時に必要になりますので、大切に保管してください。

出国前の臨床検査

出国の数日前から一週間以内に、狂犬病（犬は狂犬病とレプトスピラ病）にかかっていない又はかかっている疑いがないかどうか、獣医師による臨床検査が必要です。この時、書類の確認が行われます。必要な書類は次の通りです：届出受理書、抗体検査の結果（シールが貼ってあるものが原本）、日本の推奨様式の証明書（Form A、Form C。Form Aは、輸入者が記入、Form Cは担当獣医師が記入します。）、輸出国の政府機関が推奨する健康証明書（これは、担当獣医師が用意します。）、2回以上の狂犬病予防接種の証明書。また、外部及び内部の寄生虫駆除の処置も推奨されています。

臨床検査予約日： _____

必要書類に輸出国政府機関の裏書きを取得

上記の必要書類を全て持って、輸出国の政府機関（アメリカでは、USDAオフィス）へ行き、書類の裏書き（政府機関の獣医師のサインと公印、所属機関名、サインした日付）を取得してください。裏書きがなければ、日本到着時に証明書として認められません。

USDA Quarantine Centers and Port of Entry
222 Kansas St.
El Segundo, CA 90245
(310)-955-3311

裏書きの受付時間：月～金 7:30AMから11:00AM

ペットを連れて行く必要はありません。

到着予定の連絡

日本へ到着する数日前から前日までに、届出書の受理番号、搭載便名、到着予定空港、到着予定時刻を動物検疫所に、電話、ファックス、または電子メールで連絡をしておく、到着時の手続きが迅速に行えます。

その他、推奨される処置など。

日本到着時30日以前に、次の予防注射が勧められています。

犬：ジステンパー、伝染性肝炎（アデノウイルス2型感染症）、パルボウイルス感染症の3種混合ワクチン。（パラインフルエンザ、レプトスピラ病、コロナウイルス感染症は推奨）

猫：猫ウイルス鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症の3種混合ワクチン。

輸送ケージ

動物はできる限り、一頭ごとに個別のケージに入れてください。

ケージは、国際航空運送協会（IATA）に準じ、動物が自由に立つ、座る、寝る、回転できる大きさで通気性の良いものを選んでください。また、逃亡を防ぐため、通気穴や金網などから手足や鼻先が出ないことを確認してください。